

支払い賃金に関する提案書

当該公の施設における従事者(予定者を含む。)に対する支払い賃金は、

大阪府の最低賃金額(時間額)の 1.1 倍以上にします。

【注】上記時間給及び月給には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は含まれません。

大阪市長 様

令和 年 月 日

所 在 地

法人等名称

代表者氏名

(記入上の注意)

対象者は当該公の施設における従事者及び予定者、並びに対象基準日までに新規雇用する就職困難者等です。